

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.127

発行：東濃西部広域行政事務組合

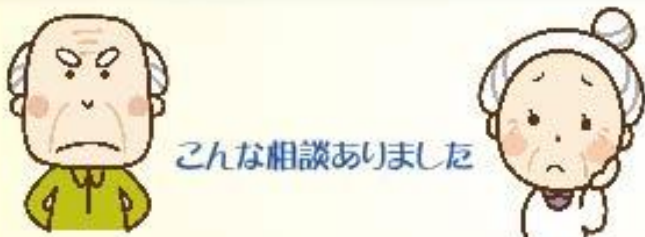
国民生活センターが消費者トラブルFAQサイトを開設しました。

このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対してFAQ形式で、トラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口を案内しています。

消費者トラブルにあわれた方が、時間や場所を問わず、まずはご自身で解決方法を調べ、そして解決を図ることができる環境づくりはとても重要です。このサイトはこうした消費者による自己解決を支援するための有効なツールを目指しています。

消費者トラブルは特別な人があうものではありません。生活をしていれば自分で気を付けていても相手次第で、巻き込まれる可能性があります。新しい手口や具体的な情報を知ることもできますので、身近なサイトとして、日頃から目を向けてもらえるとトラブル回避につながると考えます。ぜひ、ご利用ください。

☆サイト URL <https://www.faq.kokusen.go.jp/>



こんな相談ありました

未成年の子を使用者とし、母親名義でスマホの通信契約をした。契約時、データ制限を付けたにも関わらず、高額のデータ利用となった。子はよく理解しないまま、データ制限解除をしてしまったようだ。

キッズ携帯ではないスマートフォンは、端末さえ手元があれば暗証番号の再発行手続きができてしまいます。また、フィルタリングをかけても、この手続きを制限することができません。この事例は母親の契約変更となってしまうため、未成年者取り消しをすることは難しいです。契約者が未成年の場合、契約時の法定代理人の同意内容によって手続きができる範囲が変わります。未成年の子にスマホを利用させる場合は、契約変更が自身でもできてしまうおそれがあることを念頭において、ルール作りをすることをおすすめします。

4月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	23件
訪問販売	16件
訪問購入	1件
通信販売	24件
連鎖販売	1件
電話勧誘	7件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	14件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業